

令和 6 年 6 月 6 日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和6年6月6日（木曜日）

出席委員（5名）

委員長 平 吹 俊 雄 君

副委員長 櫻 井 功 紀 君

委員 柳 田 政 喜 君

村 松 秀 雄 君

佐 野 善 弘 君

欠席委員（なし）

議長 鈴 木 宏 通 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

総務課長 佐 野 仁 君

企画財政課長 小 林 誠 樹 君

議会事務局職員出席者

事務局長 伊 藤 博 人 君

事務局次長 佐 藤 俊 幸 君

令和6年6月6日（木曜日） 午前9時29分 開会

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長からの諮問

美里町議会6月会議について

1) 議案等について

行政報告1件

報告 6 件

議案 7 件（条例 2 件、補正予算 3 件、その他 2 件）

2）議員派遣について

3）一般質問の発言順序について 5 人

4）会議の期間及び議事日程について

期間 6 月 1 1 日（火）～ 1 2 日（水） 2 日間（別紙のとおり）

5）陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時29分 開会

○委員長（平吹俊雄君） 改めましておはようございます。

今日は快晴というこの頃のお天気で、水稻のほうは分けつが始まっているところもあります。一時涌谷のカントリー近くで水が来ないと、今回の雨が降るまで田植えができないということでしたが、この雨で田植えができたということもあります。今年は大分暑くなるということでございまして、とにかく健康に留意して定例会に臨んでいただきたいと思います。

以上でございます。

それでは、早速始めたいと思います。

それでは、議長からの諮問ということで、1) 議案等についてということで、行政報告1件、報告6件、議案7件について執行部、御説明お願いしたいと思います。

この会は、委員全員出席しておりますので、成立しております。執行部、総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） おはようございます。

6月会議につきまして、御指導よろしくお願い申し上げます。

最初に、行政報告1件でございます。

内容につきましては、有限会社花野果市場代表取締役の変更についての報告でございます。

美里町農作物直売所の指定管理者であります有限会社花野果市場の代表取締役が、令和6年2月22日付で、小茄子川 清氏から、武田啓一氏に変更となりましたので、御報告申し上げるものでございます。

詳細につきましては、お配りしている別紙資料のとおりでございます。

行政報告については以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま行政報告について報告ございました。何かございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に行きます。報告をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、報告6件でございます。

まず1点目、報告第1号につきましては、美里町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でございます。

議案書、資料編ともに、1ページからとなります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。

この省令の公布、施行により、美里町税条例に関係する町民税及び固定資産税におきまして、内容が改正されております。

主な改正点につきましては、町民税におきまして、公益信託制度の創設に伴う規定の整備、また、特別税額控除として令和6年度町県民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を控除する規定が追加されることなどが主な改正点でございます。

固定資産税におきましては、いわゆるわがまち特例に関する規定の整備、及び固定資産税の負担調整に関わる特例期間を、令和8年度まで3年間延長することなどが主な改正点であります。

これらに伴い、本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条2項の規定により御報告申し上げます。

2点目につきましては、報告第2号美里町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でございます。

議案書につきましては13ページから、資料編につきましては21ページからになります。議案書13ページ、資料編21ページとなります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。

この地方税法等の改正に伴い、土地に対して課する都市計画税の特例が、令和8年度まで3年間延長され、また条項の削除や追加により、条項にずれが発生いたしました。

これに伴い、本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

続いて、3点目でございます。

報告第3号美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でございます。

議案書につきましては17ページから、資料編につきましては27ページからになります。議案書17ページ、資料編27ページとなります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。

主な改正点につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び軽減判定所得の算定基準額が引き上げられることであります。

これに伴い、本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○企画財政課長（小林誠樹君） おはようございます。企画財政課の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、報告の４号、５号、６号について御説明いたします。

まず初めに、報告第４号令和５年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

議案書20ページ、資料編が30ページとなります。

報告第４号令和５年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

戸籍住民基本台帳事務事業のほか８件の事業につきまして、繰り越したため、繰越明許費繰越計算書を調整いたしております。

繰越明許費繰越計算書の細部につきましては、次のページ、資料編の本文の議案の次のページ、21ページになります。

繰越明許費計算書のとおりでなっております。

地方自治法施行令第146条第２項の規定によりまして、報告するものでございます。

続きまして、議案書22ページ、資料編31ページをお開きください。

報告第５号令和５年度美里町水道事業会計予算の繰越について御報告いたします。

地方公営企業法第26条第１項の規定により、令和５年度美里町水道事業会計予算を繰越し使用するため、繰越計算書を調製しております。

１款資本的支出の１項、建設改良費の配水設備費のうち配水管布設替及び同舗装復旧工事費で繰り越しました。これは宮城県との道路占用協議に不測の日数を要し、令和５年度内に事業が完了しなかったため、繰り越したものでございます。

次に、１款資本的支出の１項建設改良費の原水及び浄水設備費のうち、美里町浄水場薬品沈殿地フロキュレーター制御盤可変速装置更新工事請負費で繰り越しております。

これは、半導体などの不足の影響によりまして、資材調達に不測の日数を要し、令和５年度内に事業が完了しなかったため、繰り越したものでございます。

これらの事業につきましては、令和６年10月末までに完了する予定でございます。

地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものでございます。

続きまして、議案書24ページ、資料編32ページをお開きください。

報告第６号令和５年度美里町下水道事業会計予算の繰越について御報告いたします。

地方公営企業法第26条第１項の規定により令和５年度美里町下水道事業会計予算を繰越し使用するため、繰越計算書を調製いたしました。

1 款公共下水道事業資本的支出 1 項建設改良費の污水管きょ建設改良費のうち、工事積算補助業務委託料、建設工事請負費及び更新工事請負費、2 款農業集落排水事業資本的支出 1 項建設改良費の污水管渠建設改良費のうち、更新工事請負費、処理場建設改良費のうち、更新工事請負費及び雨水処理施設建設改良費のうち、建設工事請負費及び施設移転補償費で繰越しました。

これは、電子機器の資材の調達及び地下に埋設されております N T T ケーブルの移設などの支障移転物件の移設に、それぞれ不測の日数を要し、令和 5 年度内に事業が完了しなかったため繰り越しました。

これらの事業につきましては、令和 7 年 1 月末までに完了する予定でございます。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により御報告するものでございます。

以上、報告 6 件となります。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま報告 6 件ほど御説明ありました。皆さん何かございますか。

報告 1 号、2 号はちょっと長いんで、その辺要領よく分かるような内容で説明していただきたいと思います。特に、こういうところと様々あると思いますけれども、その辺要領よくお願いしたいと思います。ございませんか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。

こちらの専決第 11 号です。報告ですね。専決第 11 号じゃないです、ごめんなさい、次です。報告です、報告第 4 号ですね。こちらのほうなんですけれども、こちらのほうが件数全部で 9 件ですかね、こちらのほうの繰越理由というのが私たちやっぱり分かりづらいところなんです。こちらの説明というのは、なかなか私たち聞きづらいんで、できればある程度説明、ほかの水道、下水道みたいな形であったほうがいいのかなどいつも思うんですけれども、その辺についてはどのように思っていますでしょう。

○委員長（平吹俊雄君） 企画課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） ただいまいただいた御意見につきましては、もう少し口述のほうに詳細を加えて説明するようにしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） よろしく申し上げます。そのほかにもございませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、その次議案第 1 号、御説明お願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議案第 1 号美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては26ページから、資料編につきましては33ページとなります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては会議当日、子ども家庭課長から御説明申し上げる予定でございます。内容については以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第1号、御説明ありました。何かありますか。

人数ね、人数が（「何で減らさなきゃいけないのですか」の声あり）ありませんね。

続きまして、議案第2号の御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君）　続いて、議案第2号でございます。美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例及び美里町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては29ページから、資料編につきましては34ページでございます。

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を含める省令等の一部を改正する省令が、令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日税務課長から御説明申し上げる予定でございます。

内容については、以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第2号御説明ありました。何かございますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に行きます。

次に、議案第3号、御説明をお願いいたします。

○企画財政課長（小林誠樹君）　続きまして、議案第3号について御説明申し上げます。

議案書33ページ、資料編35ページをお開きいただきたいと思います。

令和6年度美里町一般会計補正予算（第1号）について、内容を御説明いたします。

初めに、議案書33ページ、予算本文第1条でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,270万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ146億4,240万2,000円といたしました。

補正予算の細部につきまして事項別明細書を用いまして、主な内容を御説明いたします。

議案書47ページ、48ページをお開きください。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

2款総務費に、761万2,000円を追加いたしました。1項総務管理費の一般管理費に、人事給与システム改修業務委託料77万円、まちづくり推進費にコミュニティ活動助成金420万円それぞれ追加いたしました。

3款民生費に、2,018万4,000円追加いたしました。2項児童福祉費の児童福祉総務費に他市町保育所委託料436万9,000円、ページをめくっていただきまして50ページになりますが、児童福祉費に児童手当システム改修業務委託料308万円、放課後児童クラブ費に小牛田放課後児童クラブ施設実施設計業務委託料1,078万円それぞれ追加いたしました。

6款農林水産業費に、553万7,000円追加いたしました。1項農業費の農業振興費に農業経営法人化等支援事業補助金450万7,000円、アグリ・カーボンニュートラル推進支援補助金100万円それぞれ追加いたしました。

7款商工費に、145万3,000円追加いたしました。1項商工費の観光物産費にバレルサウナ設置工事請負費145万3,000円追加いたしました。

8款土木費に、3,126万円追加いたしました。2項道路橋梁費の道路新設改良費に道路改良工事請負費2,950万円追加いたしました。4項都市計画費の都市計画総務費に、次のページの52ページになります。エレベーター改修等工事請負費176万円追加いたしました。

9款消防費に、24万5,000円追加いたしました。

10款教育費に、1億641万円追加いたしました。2項小学校費の教育振興費に図書追録112万2,000円追加いたしました。3項中学校費の教育振興費に、その他消耗品722万、次のページの54ページになります。教育備品購入費1,670万9000円、学校建設費に、その他消耗品2,699万9,000円、施設用備品購入費4,720万8,000円それぞれ追加いたしました。

なお、新規事務事業の2件の詳細につきましては、資料編の36ページ、37ページとなります、にお示ししたところでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

議案書戻っていただきまして、43ページ、44ページをお開きください。

14款国庫支出金に、1,004万3,000円追加いたしました。1項国庫負担金民生費国庫負担金に保育所運営費負担金236万6,000円追加いたしました。2項国庫補助金の民生費国庫補助金に子ども・子育て支援事業費補助金502万7,000円、教育費国庫補助金に理科教育設備整備費補助金172万2,000円それぞれ追加いたしました。

15款県支出金に、1,263万3,000円追加いたしました。2項県補助金の農林水産業費県補助金に農業経営法人化等支援事業補助金450万7,000円、教育費県補助金に教育支援体制整備事業費補助金298万2,000円、みやぎ子どもの心のケアハウス事業補助金414万4,000円それぞれ追加いたしました。

18款繰入金に、1億768万8,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に、財政調整基金繰入金1億623万5,000円追加いたしました。

20款諸収入に、423万7,000円追加いたしました。5項雑入の雑入に自治総合センターコミュニティ助成金に420万円追加いたしました。

次の46ページをお開きください。

21款町債に、3,810万円追加いたしました。

次に、33ページにお戻りください。

予算書本文第2条でございます。地方債の補正につきましては、38ページでございます。緊急自然災害防止対策事業費など2件を追加しているものでございます。

以上、補正予算について御説明申し上げました。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第3号、令和6年度の補正予算について御説明ありました。皆さん何かありますか。（「なし」の声あり）ありませんか。

ないようですので、次に議案第4号、御説明お願いいたします。企画課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　続きまして、議案書55ページ、資料38ページとなります。

議案第4号令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書56ページになります。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ514万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,655万2,000円といたしました。

補正予算の細部につきまして、事項別明細書を用いて御説明をいたします。

議案書67、68ページをお開きください。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費に、514万円追加いたしました。1項総務管理費の一般管理費に郵便料160万4,000円、国民健康保険システム改修業務委託料286万円それぞれ追加いたしました。

ページ戻っていただきまして、65、66ページ、前のページになります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

8 款国庫支出金 1 項国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金514万円追加いたしました。

以上、議案第 4 号の説明となります。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第 4 号、令和 6 年度の国民健康保険の補正予算について御説明ありました。皆さんから何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に行きたいと思います。議案第 5 号をお願いします。企画課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 続きまして、議案書70ページ、資料編39ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 5 号令和 6 年度美里町病院事業会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

予算本文第 2 条におきまして、令和 6 年度美里町病院事業会計予算第11条の次に、第12条として債務負担行為を新たに補正するものであります。

給食業務委託料をはじめ、2 件について債務負担行為の期間及び限度額をそれぞれ追加するものであります。

以上、議案第 5 号の説明となります。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第 5 号について、病院関係について御説明ありました。皆さんからございますか。（「ありません」の声あり）

ないようですので、議案第 6 号について御説明を願います。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第 6 号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書につきましては71ページから、資料編につきましては40ページからとなります。

本議案につきましては、令和 6 年度美里町南郷テニスコート改修工事の工事請負契約の締結についてでございます。

この契約につきましては、入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式による条件付き一般競争入札により締結するものでございます。

入札を行った結果、長谷川体育施設株式会社東北支店が、総合評価落札者決定基準に基づく最高総合評価点獲得者となりました。

その後、総合評価技術審査及び入札参加資格審査を行ったところ、いずれの審査においても適切であったため、落札者と決定し、落札額 1 億900万円に、消費税及び地方消費税の額を加算した金額 1 億1,990万円で工事請負仮契約を締結いたしました。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び美里町議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの
でございます。

なお、詳細につきましては会議当日建設課長から御説明申し上げる予定でございます。

内容については、以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第6号について、御説明ありました。皆さんから何かあ
りますか。現在の位置だね、現在の位置に改修するということですね。（「そうです」の声あり）
ありませんか。（「ありません」の声あり）

ないようですので、次に行きます。議案第7号について、御説明をお願いいたします。総務
課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第7号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更
についてでございます。

議案書につきましては72ページから、資料編につきましては49ページからとなります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正す
る法律の一部の規定が令和6年12月2日から施行され、現行の被保険者証が同日以降発行され
なくなることから、宮城県後期高齢者医療広域連合規約のうち、第4条に係る別表第1の
一部について変更を要することとなりました。

この規約の変更につきましては、地方自治法第291条の11に規定する関係地方公共団体の議会
の議決を要する協議に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日町民生活課長から御説明申し上げる予定でございます。

内容については、以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第7号について御説明ありました。何かありますか。（「あ
りません」の声あり）

ないようですので、1)の議案等について、全体的に何かお聞きしたいことがありましたら。
ありませんか。（「なし」の声あり）

それではないようですので、執行部の方については、これで終わりとなります。御苦労さん
でございます。

それでは、2)番目で、議員派遣について、事務局御説明をお願いします。

○事務局長（伊藤博人君） それでは、私から議員派遣についてちょっと御説明させていただきます。
よろしくをお願いいたします。

今回の会期の最後の議事日程のほうで、議員派遣についてということで入れさせていただきます

たいと考えてございます。

まずは、2点につきましては、7月、2件ございます。

まず7月4日、県北地方町議会議長会主催で、県北地方町議会議員研修会交流会、こちら南三陸町での開催を予定してございます。

2点目につきましては、7月の18日及び19日、こちらは県の町村議会議長会主催で、町村議会議員講座、こちら仙台市で開催を予定してございます。

最後、もう1点になりますが、こちら8月になります。8月9日、宮城県町村議会議長会の主催で、県の町村議会議員セミナー、こちら会場が加美町ということで開催を予定してございます。

こちら3点について、今回の6月会議で議員派遣のほうさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議員派遣について、事務局長から御説明ありました。県北議長会の研修会、それから町村議長会の講座、それからセミナーですね。よろしいですか。どうぞ。佐野委員。

○委員（佐野善弘君） 7月18日、19というのは、これどちらかなんですかね。2日、分けているんですよね、これね。（「すみません、休憩お願いします」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） 休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時10分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

そのほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、3）番目に移ります。

一般質問の発言順位をお願いします。

○事務局長（伊藤博人君） 質問受付順でお願いしたいと思います。

まず、質問順番1番目が吉田議員。1番です。質問受順、2番目、鈴木議員になります。番号が3番。続きまして、受付順3番目、伊藤議員です。番号が5番。続きまして、受付順4番目、赤坂議員です。番号が4番。最後、受付順5番目、山岸議員です。番号が2番となります。

それでは、発言順で復唱させていただきます。発言番号1番目、吉田議員。2番目、山岸議

員。3番目、鈴木議員。4番目が赤坂議員。5番目が伊藤議員。こちらの順番で発言の順番とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 一般質問の発言順位については、以上のようにになりました。

続きまして、4）番目、会議の期間及び議事日程について、御説明をお願いします。

○事務局長（伊藤博人君） それでは、私のほうから会議の期間及び議事日程について、御説明簡単にさせていただきたいと思います。

今回審議の予定表をお渡しさせていただいております。

事務局におきましては、会期につきましては、2日間で進めることが可能ではないかと考えてございます。

一般質問今回5人の議員の方から御質問ございます。これを日程の中で皆さんのほうで、お話、御意見等いただきたいと考えてございます。今回5人ということで初日の人数と、あと2日目の人数割り振った上で、議案ですね、報告議案等の今回の内容と件数を鑑みますと、会期2日間で可能ではないかと考えてございます。この点について、皆さんのほうにお諮り、御意見等いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） 議事日程については、期間は6月11日、12日の2日間ということでございます。

そこで、一般質問はどこまで、「（休憩で」の声あり）休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

初日の一般質問は4番までということでございます。5番が次の日ということになりました。

次に、5）番目、陳情、要請等について御説明をお願いいたします。

○事務局長（伊藤博人君） それでは、事務局から御説明させていただきます。

今回、お手元に陳情書等一覧、配付させていただいております。こちら一覧のとおり、2件陳情書提出されてございます。ちょっと内容確認のため時間を取らせていただければと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（平吹俊雄君） それでは、何分よ、10分か。休憩、再開は10時25分。

午前10時16分 休憩

午前１０時２４分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたしたいと思います。

それでは、陳情２件ほど来ております。１件目は、生活排水処理費用の住民負担の公平化について、それから陳情２といたしましては、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情でございます。

この２件について、どのように処理したいと思いますか。まず１件目、まちづくり会議の代表でヨシダミノルさんの件について。

その前に、２番目の山形県西村山郡大江町、ウオジマサルさんからの陳情については、配付のみとしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、１件目についてどのようにしますか。（「配付のみ」の声あり）

配付のみという意見がございますが、その辺はもう少し慎重にしくなくてもよろしいんですか。（「慎重というか」「慎重にするとしたら総務産建に預ける」「常任委員会預けにするか」の声あり）

さらっとやってみたらいいんじゃないですか。一応やりましたよと。休憩いたします。

午前１０時２６分 休憩

午前１０時２８分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。

陳情の生活排水処理費用の住民負担の公平化については、担当の総務産建常任委員会で一応調査することになりましたので、お願いしたいと思います。

次に、そのほかにございせんか。この件について。ないですね。（「はい」の声あり）

それでは、４番目のその他について、事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局長（伊藤博人君） 今回事務局のほうでは、特段連絡事項等ございません。

あと、本日御参加の議員皆様のほうから何か連絡事項等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。（「はい」の声あり）

そうしますと、事務局のほうも今回は連絡事項等ございません。

○委員長（平吹俊雄君） 皆さんからありませんか。（「ありません」の声あり） ないですか。

それでは閉会にしたいと思います。副委員長をお願いします。

○副委員長（櫻井功紀君） どうも御苦労さまでございました。

短時間に、スムーズに進行が終わりました。このように本議会でも２日間でございますけれども、議会運営について運営委員会の皆さんの御協力をよろしくお願いしたいと思います。

本日はどうも御苦勞さまでございました。

午前１０時２９分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長佐藤俊幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和6年6月6日

委 員 長